答申第262号

情 公 第 2206 号
令和８年11月４日

神 奈 川 県 公 安 委 員 会
委員長　外　郎　藤右衛門　様

神奈川県個人情報保護審査会
会　長　　嘉　藤　　亮

保有個人情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和７年12月18日付けで諮問された特定交番の対応記録等に関する文書一部不開示の件（諮問第278号）について、次のとおり答申します。

1　審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人からの令和７年６月３日付け保有個人情報開示請求に対して、保有個人情報一部開示決定を行ったことは妥当である。

2　審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第１項の規定に基づき、令和７年６月３日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、別表の「開示請求に係る保有個人情報の内容」欄に掲げる情報について保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、令和７年６月16日付けで警察相談受理票及び警察相談措置票（以下「本件行政文書」という。）を特定した上、その一部を不開示とする保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、令和７年９月20日付けで、本件処分のうち、特定受理所属番号の警察相談受理票の「相談要旨（申出内容）」欄及び「受理時の措置」欄並びに特定措置所属番号の警察相談措置票の「件名」欄及び「措置状況内容」欄（以下「本件不開示情報」という。）を不開示とした処分について、行政不服審査法第２条の規定に基づき、神奈川県公安委員会に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3　審査請求人の主張要旨

（省略）

4　実施機関（担当：神奈川県警察本部総務部広報県民課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求に係る保有個人情報

実施機関は、特定年月日、審査請求人が特定交番において取り扱われた際、

特定警察署が作成した本件行政文書を特定した。

(2) 処分の理由

実施機関は、本件不開示情報について次のとおり判断した。

ア　警察相談受理票及び警察相談措置票について

相談者からの警察に対する申出を警察相談として受理した場合、その申出内容については警察相談受理票を、申出に基づく措置経過や措置結果等の措置内容については警察相談措置票をそれぞれ作成している。

警察相談は、相談者の権利利益が尊重され、相談内容の保護が遵守されるという信頼関係の下に成り立つ業務であるため、警察相談業務の取扱いに際しては、相談者からの相談内容の保護を遵守して行っているものである。

イ　法第78条第1項第2号本文該当性について

法第78条第1項第2号本文は「開示請求者以外の個人に関する情報(略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（略）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示とする旨規定している。

本件不開示情報は、特定警察署に相談した相談者が申し立てた内容及び当該相談者への対応状況であるところ、当該情報は、本件行政文書に記載されている相談者の氏名等の情報と一体となって特定の個人が識別される情報であることから、法第78条第1項第2号本文に該当する。

ウ　法第78条第1項第2号ただし書該当性について

法第 78 条第1項第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書イからハまでに掲げる情報を除くとしている。

本件不開示情報は、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではなく、かつ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報ではない。また、関係者らが公務員として遂行した職務の情報でもないことから、同号ただし書いずれにも該当しない。

エ　法第 78 条第１項第７号柱書該当性について

法第 78 条第１項第７号柱書は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

警察相談事務において、相談者の取扱いにより警察が把握した情報は、相談者の保有個人情報に該当し、当該情報が相談者以外の者に開示されることとなれば、県民等との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後、相談を行おうとする者が相談や真意を述べることをためらうようになるなど、警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

本件不開示情報は、相談者の申し立てた内容及び相談者への対応状況であるところ、これが開示されることになれば、今後の警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第 78 条第１項第７号柱書に該当する。

オ　通知文について

実施機関は、本件処分を行うに当たり、本件請求に対して審査請求人に係る保有個人情報を探索し、本件行政文書を特定したものであり、審査請求人が開示を求める通知文等の他の文書は存在しない。

なお、本件審査請求を受けて、再度、通知文等の探索をしたが文書の存在は確認できなかった。

５　審査会の判断理由

(1) 保有個人情報特定の妥当性について

審査請求人は、実施機関は審査請求人の不利益処分の元となる審査請求人から隣家へ通知した通知文を保有個人情報として当然保有しているはずである旨主張する。

そこで当審査会が確認したところ、警察相談の受理時に実施機関が通知文を取得した事実は認められず、また、他に実施機関が通知文を取得している

ことをうかがわせる特段の事情も認められない。

よって、実施機関が、通知文が不存在であることを理由に開示しなかったことは妥当である。

(2) 不開示情報該当性について

実施機関は、本件不開示情報が法第 78 条第１項第２号本文及び同項第７号柱書に該当することを理由に本件処分を行っていることから、以下その妥当性について検討する。

当審査会が確認したところ、本件不開示情報は、審査請求人以外の特定の個人が実施機関に相談した内容、当該相談の案件名及び当該相談案件に対する実施機関の対応内容であることが認められる。

これは、法第 78 条第１項第２号本文に規定する、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報に該当し、また、同号ただし書イからハまでに規定する情報のいずれにも該当しないものと認められる。

また、本件不開示情報が法第 79 条第１項の規定に基づく部分開示の対象になるか否かについて検討するに、本件不開示情報が警察署において行われた個人の相談内容であることを踏まえると、氏名等それ自体で直接個人を識別できる記述を除いても、これを開示することが「開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」（法第 79 条第２項）には該当しないと認められる。したがって、本件不開示情報は、同条第１項の規定に基づく部分開示の対象にもならない。

よって、法第 78 条第１項第７号柱書該当性を判断するまでもなく、実施機関が本件不開示情報を法第 78 条第１項第２号本文に規定する情報に該当することを理由に不開示としたことは妥当である。

(3) その他

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

６　審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

開示請求に係る保有個人情報の内容
１．特定年月日特定交番特定警察官から電話で呼ばれ、当該交番において特定警察官と請求者が話したことを記録した文書（話したことが含まれる文書を含む。） ２．交番に呼ばれるに至った経緯等が含まれる文書。 ３．交番に呼ばれた後の対応に関する文書。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年　　月　　日	処　　理　　内　　容
令和７年12月18日 （収受）	○　諮問
令和８年８月21日 （第370回審査会）	○　審議
令和８年９月24日 （第371回審査会）	○　審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏　　名	現　　職	備　　考
飯島　奈津子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉藤　亮	神奈川大学教授	会長職務代理者
金井　惠里可	文教大学教授	
髙橋　良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会　　長
中嶌　慶子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和８年９月30日現在）（五十音順）